

鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画（素案）に対するパブリック・コメント結果

番号	意見の概要	県の考え方等
1	<p>（その他）</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第19条（民間団体に対する援助）と規定されているが、民間団体とは具体的にどのような団体を想定し、また、援助とは具体的にどのような援助を想定しているか。</p>	<p>本計画においては、女性支援を行う意向のある民間団体の把握等を行ってまいります。</p> <p>団体への援助としては、第2章2（3）に記載している「立ち上げ、運営及び人材育成」を想定しています。</p>
2	<p>（P48）</p> <p>策定の趣旨に記載されているとおり、困難な問題を抱える女性への支援を包括的に提供するために、民間団体の果たす役割は少なくなく、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体に対する援助の必要性は大きいと考える。</p> <p>以上のことから、「第2章 困難な問題を抱える女性の支援のための施策の内容に関する事項」、2. 支援の体制、(3) 民間団体との連携体制中「女性支援の意向のある民間団体の把握や立ち上げ、運営及び人材育成の支援を行う」を法律に規定されているとおり「運営及び人材育成の援助を行う」としてはどうか。</p> <p>※支援では実質的な援助ができないのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第2章2（3）について、法の規定どおり「支援を行う」を「必要な援助を行うよう努める」と修正いたしました。</p>
3	<p>（P32）</p> <p>基本計画中の「第1章（2）課題、⑥民間団体等との協働の促進」の記載の中では、民間団体との協働の必要性や支援に関して役割分担による支援を行うことが求められる旨の内容が記載されているが、役割分担により支援を行う民間団体への援助に関する内容も必要ではないか。</p> <p>理由として、民間の支援団体は財源的にも体制的にも脆弱な団体が多く、公的機関の援助が必要であると思う。</p>	<p>本計画においては「独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と、公的な支援機関等との連携が求められる」ことを課題とし、記載したところです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>（P44）</p> <p>参考資料の関係機関連絡先一覧表の中に「（公社）かごしま犯罪被害者支援センター」と記載されているが、相談内容としては、性犯罪以外の犯罪被害者についても想定しているのか。</p> <p>犯罪被害者が想定されているのであれば、（8）自立支援の（県の取り組み）の支援内容の表中、所管課等（住宅政策室）の優先入居の項目に「犯罪被害者」を追記してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、（8）自立支援の（県の取り組み）の支援内容の表中、所管課等（住宅政策室）の優先入居の項目に「犯罪被害者」を追記いたしました。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
5	<p>(P67)</p> <p>素案作成にあたる関係団体等の中に、鹿児島県身体障害者福祉協会など障害者団体が含まれていない。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、関係機関連絡先一覧に、「障害者110番」、「心身障害児療育相談」を追記いたしました。</p>
6	<p>(その他)</p> <p>障害者の中でも困難な問題を抱えている女性は多くいる。障害や難病を持ちながらの生活で、自立したくてもできず、家庭内での問題を抱えて生きづらさを感じている女性は多くいる。病や障害の発症で職場からの理解が得られず退職せざるを得なくなる現実、再度就職を考えても病や障害は一般での雇用には難しいのも現実である。</p> <p>いろいろな立場の人々が揃い意見交換を通じて、県内に住む困難な状況に住む女性支援ができるのではないかと思う。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、本計画に基づき、取組を推進してまいります。</p>
7	<p>(その他)</p> <p>思いがけない妊娠に不安を持っている方の相談窓口を運営している。</p> <p>当団体は相談窓口なので、その後必要があれば、関係機関に紹介する。そこで、県内の関連機関を調べたり、連絡をしたりしている。</p> <p>現在、単身の妊婦の方で居所がない方が使える居所がない。先日婦人保護施設に見学、お話を聞きに行ったところ、そのような方は入所の対象であるとはお伺いしたが、窓口は女性相談センターになるとのことであった。</p> <p>婦人保護施設は一般的には規制が厳しい、外出制限される、スマホが持てないなどと聞くことが多いが、こちらの施設は新しい施設で、規制も緩く、過ごしやすい施設だと感じた。</p> <p>女性相談センターにも話をお伺いしたいと連絡をしたが、面談をお断りされた。立場上、公表はできないとのことであった。相談先としてお話を聞きたかったが、残念だった。</p> <p>女性相談センター、婦人保護施設の実績、利用状況をみたが、実績が少ないようだが、窓口をしていて鹿児島県の女性が困っていないという事ではないと実感している。</p> <p>女性相談の窓口として、アウトリーチや相談方法の周知等、相談者が相談しやすい環境を作っていただきたいと思う。</p> <p>来年からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、支援の対象の幅が広がること期待している。</p> <p>是非、単身妊婦の居所として婦人保護施設が利用できるようにしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、基本計画に基づき、取組を推進してまいります。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
8	<p>(その他)</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、県の基本計画の意見募集なので、女性が手に取りやすい場所に関覧資料があると思っていましたが、鹿児島市の男女共同参画センター「サンエールかごしま」にも設置がなかったので、がっかりした。意見募集があることすら知らない県民が多いのではないか。</p> <p>閲覧資料の設置場所が県庁内2箇所、地域振興局等12箇所では少なすぎる。</p>	<p>意見募集につきましては、県ホームページへの掲載、報道機関への情報提供、県公式LINEによる配信を行い、閲覧資料につきましては、県の所管課、県政情報センター及び県の地域振興局等へ設置したところです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>(その他)</p> <p>本計画の支援対象が不明瞭に思う。どのような方、どのような状態が支援対象か、改めて計画内に定義を記載してはどうか。</p>	<p>本計画は法に基づき策定しており、支援対象者の定義については第1章1(1)に記載しています。</p>
10	<p>(その他)</p> <p>民間団体の適格性を自治体が注意深く確認することに賛同する。</p> <p>国の基本方針有識者会議では、この民間団体の適格性確認の際の情報収集先が偏って誤った判断が下されることを危惧する意見が出ている。「広く情報収集する」等のように、情報収集先を限定しないことが分かる記述にしてはどうか。</p> <p>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされている。無用な混乱を起こさぬよう、情報公開をしっかり行い、透明度の高い活動をお願いする。</p> <p>昨年3月には厚生労働省が民間団体の適格性に関する通知を出しており、守られることを期待する。</p>	<p>広く情報収集することを含め第2章2(3)に「注意深く情報収集に努める」と記載しています。</p>
11	<p>(P51)</p> <p>実際に何人の自立に繋げるか等、支援成果そのものについて目標を掲げられないか。</p> <p>支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要だが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚える。</p> <p>5年という相応の長さを持つ計画だから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れてはどうか。</p>	<p>自立支援にはアフターケアも含まれ、何をもって自立とするかが不明確であるため支援成果そのものを目標とすることは難しく、まずは自立に向けた場の充実に取り組むこととしています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
12	<p>(その他)</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて、基本計画素案が策定されたことは良かったと思う。</p> <p>非正規労働，家計補助の働き方で低賃金，また農業，個人経営者の年金額の低さは女性に希望のない暮らしを強いている。社会保障が充実していない中で，当面，困難な問題を抱えた女性への支援は大事である。</p> <p>43市町村へ行き渡ることを期待する。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ，本計画に基づき，取組を推進してまいります。</p>
13	<p>(その他)</p> <p>意見募集について，形式だけの募集となっていないか。意見募集があることを県民が知らない。閲覧資料を閲覧できる場所が少ない。アウトリーチ（必要としている人に必要なサービスを届ける）を実現するには，活動している諸団体に関心を持ってもらうことが必要。諸団体へ素案の提案と意見募集の働き掛けがされたのか。</p> <p>基本計画素案づくりの，過程が見えない。男女共同参画課が担当している県もある（例山口県 策定スケジュールで男女共同参画審議会などの審議を経ている。）。計画策定の過程が，素案では見えないが，関わりはあったのか。</p> <p>市町村の男女共同参画担当をとおし，登録団体等への素案の説明や意見募集の働きかけをすべきだった。</p>	<p>意見募集につきましては，県ホームページへの掲載，報道機関への情報提供，県公式LINEによる配信を行ったところ です。</p> <p>また本県の関係各課と連絡調整を行い，関係団体を含む外部有識者による策定委員会を設置し，ご意見を伺いながら本素案を作成いたしました。</p>
14	<p>(P28)</p> <p>第1章2(2)①～⑥の課題について，記載順に違和感を覚える。</p> <p>(案)として</p> <p>②支援施策等の認知の向上</p> <p>⑤一時保護及び施設入所の適切な実施</p> <p>④相談者のニーズ等に合わせた支援体制の充実</p> <p>③相談窓口の充実</p> <p>①支援対象として発見されていない女性の早期発見</p> <p>⑥民間団体等との協働の促進</p> <p>の順番ではどうか。①，②の記載内容については，ともすれば「支援を知らない本人の課題」と取られかねない部分もあるのではないだろうか。</p>	<p>記載順については，支援の流れの順で掲載しています。また早期発見が大事であると考え，現行の記載順のとおり早期発見，支援施策の認知→相談→支援，施設入所，民間団体との協働としています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
15	<p>(その他)</p> <p>全ての課題において、もう少し広い視野で分析をしてみることににより、支援対象者が抱える課題がより明確になるのではないか。</p> <p>法律に定められたものを遵守する必要性と、社会構造の変化に合わせた柔軟な支援のバランスをどのように考えて実施するものか、その分析があればより課題が明確になるのではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>(その他)</p> <p>県内では民間団体や個人が様々な取り組みにて支援を行っている。その団体や個人が支援を継続できない現状もあることも課題のひとつになるのではないか。民間団体の苦勞のひとつとして考えられる。</p> <p>社会構造の変化によるものもあると考えるが、鹿児島県の現状とその課題の分析、それに対する計画をより丁寧に検討・記載することで、現計画がよりリアルなものとして県民に身近に感じられるようになるのではないか。</p>	<p>本計画においては、「独自の知見や経験、支援技術をもつ民間団体と公的な支援機関等との連携が求められる」ことを課題とし、記載いたしました。</p>
17	<p>(P29)</p> <p>第1章2(2)②について、支援機関があることは知っており、既に利用したことがあるが、十分に受け止めてもらえず、「機関のルールを遵守できないならば支援はできない」と理解せざるを得ない対応をされたという声をよく耳にする。</p> <p>また、支援施策や支援機関はインターネット等で検索済であるが、電話や対面で嫌な経験をしたことがある(二次被害を受けたことがある)場合、再度利用しようと思えないことが多いようにも思う。</p> <p>そういった意味において、③については人員体制のみならず、支援対象者の背景や社会課題を十分に理解し、必要な配慮と支援が行えるよう、支援の質的担保につながる人材育成、教育の機会が必要なのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第1章2(2)③において「必要な配慮と支援が行えるように支援担当者の人材育成、教育の充実が求められる」と追記いたしました。</p>
18	<p>(P31)</p> <p>⑤について、「トランスジェンダーについては、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮した支援が望まれる。」という文章は、トランスジェンダーの方への配慮に欠ける文章ではないか(他の支援対象者を優先するものにとられかねない)。</p> <p>そもそもトランスジェンダー当事者に対しても十分な配慮が必要であるとする。現行の施設で対応できない場合は、「柔軟な支援策の提供」となるべく、「他の支援策を提案できる」あるいは「他の支援策を検討する」旨の記載を入れてはどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第1章2(2)⑤について、「トランスジェンダーについては、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して可能な支援を検討することが望まれる」という記載へ修正いたしました。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
19	<p>(P31)</p> <p>⑤について、一時保護及び施設において、「ルールについて本人の同意が得られず」とあるが、利用につながらなかったのは「本人の同意」だけの問題ではないと考える。本人のニーズや社会の状況に応じた柔軟な対応ができない(できなかった)理由についても記載しておく必要があるのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第1章2(2)⑤アについて、「～ルールについて、本人の同意が得られないなど、保護に至らないことがある。」と修正いたしました。</p>
20	<p>(P33)</p> <p>第2章1において、(1)アウトリーチ等による早期の把握を最初に持つてくるよりも、(3)相談支援(4)一時保護等、現行の支援や支援内容を充実させて対応する旨の記載にするべきではないか。</p> <p>既存の支援機関に求められるものは、その対応の質的向上であり、その支援があってはじめてアウトリーチ支援が活かされるものではないかと考える。</p>	<p>記載順については、支援の流れの順で掲載しています。また早期発見が大事だと考え、現行の記載順の早期の把握→相談→支援としています。</p>
21	<p>(P33)</p> <p>「支援の内容」の記載順については、その順番を見直すべきと考える(県としてまずもって何に力を入れていきたいのか、その点とも関連するのではないか)。</p>	<p>記載順については、支援の流れの順で掲載しています。現行の記載順の早期の把握→相談→支援としています。</p>
22	<p>(その他)</p> <p>予防的教育に関する記載が必要なのではないか。既に実施しているジェンダー教育等はそれに当たるものであると考えられる(例えば(10)教育と記載してもよいのではないか)。</p> <p>現在の困難に対して対応するのみならず、将来の困難を防ぐ意味でも教育機会の必要性はあると考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第2章2(5)について、「～加害防止や、予期せぬ妊娠の防止及び、男女共同参画・ジェンダー平等等について教育・啓発等に努める。」と修正いたしました。</p>
23	<p>(P47)</p> <p>第2章2(2)について、「関係機関の例」に子育て支援施設の記載も必要ではないか。予防的支援として、子ども時代を安心・安全に過ごしてもらうことも必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第2章2(2)関係機関の例に「こども家庭センター」を追記いたしました。</p>
24	<p>(P48)</p> <p>(3)について、「民間団体の例」について記載が必要なのではないか。例えば女性支援を行う民間団体、居場所づくりを行う団体、子育て支援を行う団体等といった書き方でもよいのではないか。</p> <p>第3章1基本目標において「協働する民間団体数」を「増加させる」とあるが、こういった団体を「増加させる」ものか、ある程度は明確に記載しておく必要があり、上記の民間団体の例はその増加させる団体のイメージにつなげやすいのではないかと考える。</p> <p>現状では専門的対応ができる団体がないとするならば、すでにある団体等において、その支援対象や支援内容を拡充するなどの対応も計画に記載できるものではないかと考える。</p>	<p>本計画においては、女性支援を行う意向のある民間団体の把握等を行ってまいります。</p>